別記様式第一号（第２条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第３１条第１項の規定により読み替えて適用される重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第１０条第３項の規定により通報します。

年　月　日

対象大会関係空港の管理者　殿

操縦者
氏名　㊞

（略）		
同意をした対象大会関係空港の管理者又は土地の所有者若しくは占有者	氏名 住所 電話番号	
（略）		

備考１・２　（略）

３　操縦者欄には、法第３１条第１項の規定により読み替えて適用される小型無人機等飛行禁止法第１０条第２項第１号又は第２号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。

４　（略）

５　同意をした対象大会関係空港の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の欄には、操縦者が対象大会関係空港の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の同意を得た者である場合にのみ記載すること。

６　同意をした対象大会関係空港の管理者又は土地の所有者若しくは占有者が複数の場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。

７～10　（略）

別記様式第二号（第３条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第３１条第１項の規定により読み替えて適用される重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第１０条第３項の規定により通報します。

年　月　日

対象大会関係空港の管理者　殿

公務操縦者
氏名　㊞

（表　略）

備考１・２　（略）

３　公務操縦者欄には、法第３１条第１項の規定により読み替えて適用される小型無人機等飛行禁止法第１０条第２項第３号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。

４～８　（略）

別記様式第一号（第２条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第３１条第１項の規定により読み替えて適用される重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第９条第３項の規定により通報します。

年　月　日

対象空港の管理者　殿

操縦者
氏名　㊞

（略）		
同意をした対象空港の管理者又は土地の所有者若しくは占有者	氏名 住所 電話番号	
（略）		

備考１・２　（略）

３　操縦者欄には、法第３１条第１項の規定により読み替えて適用される小型無人機等飛行禁止法第９条第２項第１号又は第２号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。

４　（略）

５　同意をした対象空港の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の欄には、操縦者が対象空港の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の同意を得た者である場合にのみ記載すること。

６　同意をした対象空港の管理者又は土地の所有者若しくは占有者が複数の場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。

７～10　（略）

別記様式第二号（第３条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第３１条第１項の規定により読み替えて適用される重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第９条第３項の規定により通報します。

年　月　日

対象空港の管理者　殿

公務操縦者
氏名　㊞

（表　略）

備考１・２　（略）

３　公務操縦者欄には、法第３１条第１項の規定により読み替えて適用される小型無人機等飛行禁止法第９条第２項第３号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。

４～８　（略）

附　則

この省令は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。